

扶養申請申立書 (1/2)

健康保険の記号・番号				被保険者の氏名	認定対象者の氏名	続柄	年齢
記号	3	番号	83*6	大崎 太郎	大崎 一郎	長男	23

資格情報のお知らせ
等を見て記入

※これから扶養の申請をする方を認定対象者といいます。

※太枠の該当する部分に記入してください。

1. 認定対象者の方が、今まで加入していた、もしくは、現在加入している医療保険制度	
(1) 医療保険制度の種類	
☐	①国民健康保険
☒	②(●●●)健康保険組合・社会保険事務所の被保険者(記号 ▲ 番号 ■■)
☐	③()健康保険組合・社会保険事務所の被扶養者(記号 番号)
☐	④未加入(年 月から未加入)
(2) 資格喪失日	退職日等と異なることもあります。必ず加入していた医療保険者に確認をしてください。 令和 6 年 12 月 1 日

別居している場合のみ記入

2. 認定対象者の方が、あなたと別居している場合 ※同居の場合は記入不要	
●仕送り額	円 / 月
※1年間で認定対象者の方の年収以上の仕送りが必要。配偶者・子以外は、振込通知書等を添付。	

認定対象者が、あなたの配偶者の場合は記入不要

3. 認定対象者の方の配偶者の有無・状況 ※認定対象者があなたの配偶者の場合、記入不要	
※民法上、夫婦は相互扶助関係にあるため、認定対象者の方に配偶者がいる場合、第一にその配偶者の方によって、認定対象者の方の生計が維持されている状態を確認します。	
☐	①配偶者あり ⇒あなた(サンリオ健保)の被扶養者である
☐	②配偶者あり ⇒他の医療保険制度に加入 ⇒配偶者の収入 あり なし
☒	③配偶者なし ⇒未婚
☐	④配偶者なし ⇒死亡(年 月 日) ⇒遺族年金 あり なし
☐	⑤配偶者なし ⇒離婚(年 月 日) ⇒慰謝料 あり なし

4. 申請事由	
※この1年間で該当する全ての項目にチェックしてください。	事由発生日
☐ ①あなたの入社に伴うため	年 月 日
☒ ②認定対象者の方が、退職したため	令和 6 年 11 月 30 日
【以下いずれかに☑】	
☐ 雇用保険の失業給付を受給しないため、扶養申請する 失業給付を受給予定で	
☐ 待機期間・給付制限期間のみ、扶養申請する	
☒ 待機期間・給付制限期間・受給中※も、扶養申請する	
※受給中は、基本手当日額が以下の場合のみ扶養可	
・60歳未満の方・・・3,612円未満	
・60歳以上の方、または障害年金を受給している方・・・5,000円未満	
☐ 受給期間を延長するため、扶養申請する	
【理由】()	
③認定対象者の方が、退職後、失業給付の受給をしていたが終了するため	年 月 日
④認定対象者の方が、任意継続被保険者資格を喪失したため	年 月 日
【提出書類】任意継続被保険者資格喪失証明書〈原本〉	
※サンリオ健保の任意継続被保険者資格を喪失した場合は提出不要	
⑤認定対象者の方、もしくは、認定対象者の両親が、離婚したため	年 月 日
⑥認定対象者の方が、あなたと同居したため	年 月 日
⑦認定対象者の方が、自営業を廃業したため	年 月 日
⑧認定対象者の方の収入が、減ったため	年 月 日
⑨認定対象者の方が今まで扶養に入っていた被保険者が、資格喪失したため	年 月 日
※「今まで扶養に入っていた被保険者」の方が、あなたの場合は記入不要	
⑩その他()	年 月 日

扶養申請申立書
(2/2)

健康保険の記号・番号				被保険者の氏名	認定対象者の氏名	続柄	年齢
記号	3	番号	83*6	大崎 太郎	大崎 一郎	長男	23

資格情報のお知らせ
等を見て記入

※これから扶養の申請をする方を認定対象者といいます。

5. 認定対象者の方の年間収入(全ての項目を記入)

※右の【年間収入の算出方法】を参考に記入してください。
収入が無い場合でも、「無収入」と記入してください。

※健保の収入とは、一時金を除く、生活費に充当できる全てのものを言います。

※年間収入とは、申請後1年間の見込額です

①給与収入	あり ⇒	年額	
	なし		円
②年金収入 (厚生、国民、共済、恩給、障害、遺族、企業年金、個人年金(生命保険等)など)	あり ⇒	年額	
	なし		円
③事業収入	あり ⇒	年額	
	なし		円
④専従者収入	あり ⇒	年額	
	なし		円
⑤不動産収入	あり ⇒	年額	
	なし		円
⑥雇用保険受給	あり ⇒	年額	
	なし	1,295,750	円
⑦雑収入(原稿料、印税、講演料など) 利子収入、配当収入	あり ⇒	年額	
	なし		円
⑧他者からの援助 (養育費、慰謝料など継続的に支払われているもの)	あり ⇒	年額	
	なし		円
⑨傷病手当金	あり ⇒	年額	
	なし		円
⑩その他、生活費に充当できる収入	あり ⇒	年額	
	なし		円

認定対象者にとっての親・子(きょうだい)などの家族がいる場合は、同居・別居問わず家族全員の名前を必ず記入してください

6. 認定対象者の家族構成(同居・別居を問わず家族全員の名前を必ず記入してください)

氏名	続柄	年齢	職業	年収	仕送り(年)	同居/別居
大崎 太郎	被保険者	55	会社員	7,000千円	千円	同・別
大崎 香	妻	51	会社員	3,000千円	千円	同・別
大崎 はな	長女	24	会社員	3,200千円	0千円	同・別
大崎 ゆめ	二女	20	アルバイト	1,200千円	千円	同・別

別居の家族が認定対象者に対して仕送りしている場合は年額を記入してください

【年間収入の算出方法】

◆給与収入 ⇒ $\left\{ \frac{\text{直近3ヶ月の給与の総支給額の合計}}{3} \right\} \times 12 \text{ヶ月} + (\text{賞与額} \times \text{支給されている回数})$

※給与、賞与とも税控除前の総支給額。通勤手当含む。

※専従者給与収入の場合は、前年度の確定申告書にて申告した金額

◆年金・恩給収入 ⇒ 支給金額 × 1年間に支給される回数(老齢厚生年金は6回、恩給は4回)

※介護保険料控除前の支給額

※公的年金の他、企業年金や生命保険等の個人年金等も含まれます

◆事業収入等 ⇒ 売上金額 - 売上原価
◆不動産収入 ⇒ 総収入

※前年度の確定申告書にて申告した金額

※所得税上の特別控除(青色申告、家内労働控除等)は、引く前の金額が対象となります

◆雇用保険の失業給付受給 ⇒ 基本手当 × 365日

※失業給付受給中は、原則扶養にはできません。ただし、以下の場合は、申請が可能です。

・60歳未満の方・・・基本手当日額が3,612円未満

・60歳以上の方、または障害年金を受給している方・・・基本手当日額が5,000円未満

7. 扶養申立 および 誓約 あなたが扶養しなければならない理由(現在の家族状況、収入面など)をできるだけ詳しく記入してください。

長男一郎は、退職をして現在無職無収入です。失業給付を受給する予定でおりますが、基本手当日額が範囲内です。家族の中で生計の主たる維持者は私であるため、待機期間・給付制限期間・受給中においても、再就職するまでは、私の扶養にいたしたく申立てをいたします。

今回の申立内容に、相違ありません。

尚、事実と相違した内容があった場合には、被扶養者としての認定を遡って取り消し、保険給付の返還することに異存ありません。また、被扶養者の認定基準から外れた時には、直ちに扶養削除の手続きをいたします。

令和 6年 12 月 1 日

被保険者氏名 大崎 太郎

8. 事業主の証明

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

この欄は記入しないでください

所属事業所の社会保険担当へ提出してください。
ただし(株)サンリオは手続きを委託しているため、事業所の指示する先へ提出すること。